

下水道法による事業計画業務

標準業務内容

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基本作業の確認	基本事項の確認及び要望事項の打合せ	全体計画一般、財政状況、事業計画の作業スケジュール等、事業の目標年次、計画区域（区域外流入の有無）
2. 基礎調査 2-1 関係計画の資料収集・整理 2-2 下水道整備・維持管理状況の確認 2-3 まとめと照査		流域別下水道整備総合計画、下水道全体計画、事業計画、都道府県構想、雨水管理総合計画、下水道浸水被害軽減総合計画、下水道総合地震対策計画、合流式下水道緊急改善計画、高度処理に関わる計画、処理水・雨水の再生利用に関わる計画、経営計画、ストックマネジメント計画等 汚水処理普及状況、浸水被害対策状況、高度処理実施状況、合流式下水道改善状況、汚泥の有効利用状況、処理水の利活用状況等 「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査
3. 基本事項の検討 3-1 事業計画区域及び計画フレームの設定 3-2 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	事業計画区域・分区の設定、計画処理人口・計画観光人口等の設定 汚水量、汚濁負荷量原単位の検討 計画汚水量、汚濁負荷量の算定 計画流入・放流水質の決定	全体計画の計画値に基づき、事業計画目標年次の区域内計画値推定 全体計画の計画値に基づき、事業計画目標年次の家庭汚水、観光汚水、工場排水の汚水量及び汚濁負荷量原単位の設定 事業計画目標年次の発生源別日平均、日最大、時間最大汚水量及びBOD、SS汚濁負荷量の算定 汚水量及び汚濁負荷量の地区、分区への配分、事業計画目標年次の流入水質及び放流水質の決定（BOD、SS）

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
3-3 まとめと照査	作業項目における方針の決定・確認と照査	「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
4. 汚水管きよ計画	事業計画区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
4-1 測量 (別途計上)		
4-2 施設設計・点検の基本方針	設計・点検の基本事項の確認	既設管きよの取扱い、点検箇所選定方針の検討、点検箇所と点検頻度並びに点検方法の検討・確認等当該自治体の管きよ施設に係る制約条件の確認
4-3 枝線ルートの設定	ルートの流向の決定 現地踏査	地形、主要な地下埋設物、現地調査等を考慮した事業計画区域内の枝線配置の検討 宅地地盤との関連確認、地形の確認、歩道橋、地下道の確認、立体交差（道路、路線）の位置、高さの確認等
4-4 区画割及び面積測定	路線ごとの区画割・面積測定	枝線管きよを含む路線ごとの管きよ記号、排水区画割線の記入及び面積の測定・調整
4-5 流量計算	路線ごとの汚水流下量の算定	枝線管きよを含む管きよ記号、排水面積（各線、逓加）、管きよ延長（各線、逓加）、人口密度、人口（路線、逓加）、その他水量、汚水流出量等
4-6 雨水管きよとの調整	雨水管きよとの競合路線、交差点のチェック	主要な管きよの競合部における占用位置の確保及び交差点におけるクリアランスの確保
4-7 区画割平面図作成		枝線管きよを含む管きよ記号、区画割線、面積、分区界等の記入

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
4-8 幹線管きよ縦断面図作成		主要な管きよ（20ヘクタール以上）の縦断、幹線の名称、管きよ記号、各区間の距離、地盤高、管きよの形状、寸法、勾配、管底高等の記入
4-9 幹線管きよの施設平面図作成（拡大区域）		主要な管きよ（20ヘクタール以上）の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きよ記号、各区画の距離、管きよの形状、寸法、勾配、点検を行うためのマンホールの位置の記入
4-10 幹線管きよの施設平面図作成（既存区域）：別途業務		主要な管きよ（20ヘクタール以上）の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きよ記号、各区画の距離、管きよの形状、寸法、勾配、点検を行うためのマンホールの位置の記入
4-11 幹線管きよの流量計算表作成		主要な管きよ（20ヘクタール以上）の管きよ記号、排水面積、管きよ延長、その他水量、汚水流出量、管きよの形状、寸法、勾配、地盤高、管底高等の記入
4-12 下水道計画一般図作成		全体計画区域、処理区、計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場の位置及び各名称、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基準点の位置等の記入
4-13 特殊構造物の構造図作成（別途業務）	特殊構造物の平面図、断面図	伏越し、水管橋等

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
4-14 関連管理者協議用図書作成	鉄道、国道、県道、河川等の管理者との協議用図書の作成	位置図、平面図、縦横断面図等の作成
4-15 概算事業費の算出	総延長及び主要な管きよの管径別延長積算、概算事業費積算	補助、単独管きよの区分
4-16 まとめと照査	作業項目における方針の決定・確認と照査	「汚水管きよ計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
5. 雨水管きよ計画		
5-1 測量 (別途計上)	事業計画区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
5-2 施設設計の基本方針	設計の基本事項の確認	既設管きよの取扱い等当該自治体の管きよ施設に係る制約条件の確認
5-3 既設水路の流下能力検討	既設水路の流下能力の計算	面積の測定、排水区画割線の記入
5-4 枝線ルートを選定	ルートの流向の決定 現地踏査	地形、主要な地下埋設物、現地調査等を考慮した事業計画区域内の枝線配置の検討 宅地地盤との関連確認、地形の確認、歩道橋、地下道の確認、立体交差（道路、路線）の位置、高さの確認等
5-5 区画割及び面積測定	路線ごとの区画割・面積測定	枝線管きよを含む路線ごとの管きよ記号、排水区画割線の記入及び面積の測定・調整
5-6 流量計算	路線ごとの雨水流出量の算定	枝線管きよを含む管きよ記号、排水面積（各線、逡加）、管きよ延長（各線、逡加）、流達時間、流出係数、雨水流出量等

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
5-7 区画割平面図作成		枝線管きよを含む管きよ記号、区画割線、面積、分区界等の記入
5-8 幹線管きよ縦断面作成		主要な管きよ（20ヘクタール以上）の縦断、幹線の名称、管きよ記号、各区間の距離、地盤高、管きよの形状、寸法、勾配、管底高等の記入 （但し、開きよの場合は、10ヘクタール以上）。
5-9 幹線管きよの施設平面図作成		主要な管きよ（20ヘクタール以上）の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きよ記号、各区画の距離、管きよの形状、寸法、勾配の記入
5-10 幹線管きよの流量計算表作成		主要な管きよの管きよ記号、排水面積、管きよ延長、流達時間、流出係数、雨水流出量、管きよの形状、寸法、勾配、地盤高、管底高等の記入
5-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、計画区域、排水区、幹線ルート、ポンプ場等の位置及び各名称の記入
5-12 特殊構造物の構造図作成 （別途業務）	特殊構造物の平面図、断面図の作成	伏越し、吐口等
5-13 関連管理者協議用図書作成	鉄道、国道、県道、河川等の管理者との協議用図書の作成	位置図、平面図、縦横断面図等の作成
5-14 雨水流出抑制対策の検討 （別途業務）		
5-15 概算事業費の算出	総延長及び主要な管きよの管径別延長積算、概算事業費積算	補助、単独管きよの区分

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
5-16 まとめと照査	作業項目における方針の決定・確認と照査	「雨水管きょ計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
6. 汚水ポンプ場計画		
6-1 基本方針	環境対策の検討 管理システムの検討 受配電計画の検討 運転操作の方針の検討	臭気等 管理要員等 (自家発電設備を含む) 遠方操作、現場手元操作等
6-2 年度別流入水量の検討		面整備計画、水洗化率の決定
6-3 維持管理方式の検討		監視制御方式
6-4 容量、水理計算	施設能力の決定 主要機器の能力決定	形状寸法、池数等(送水位置・水位検討を含む) 機種、容量、台数等
6-5 施設計画	施設フロー及び主要機器の概略検討	
6-6 配置計画	施設配置の概略検討	
6-7 各種図面作成		一般平面図、施設の断面図(水位関係を含む)
6-8 概算事業費の算出		
6-9 まとめと照査	作業項目における方針の決定・確認と照査	「汚水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
7. 雨水ポンプ場計画		
7-1 基本方針	環境対策の検討 管理システムの検討 受配電計画の検討 運転操作の方針の検討	臭気等 管理要員等 (自家発電設備を含む) 遠方操作、現場手元操作等

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
7-2 維持管理方式の検討		監視制御方式
7-3 容量、水理計算	施設能力の決定 主要機器の能力決定	形状寸法、池数等（放流水位の検討を含む） 機種、容量、台数等
7-4 施設計画	施設フロー及び主要機器の概略検討	
7-5 配置計画	施設配置の概略検討	
7-6 各種図面作成		一般平面図、施設の断面図（水位関係を含む）
7-7 概算事業費の算出		
7-8 まとめと照査	作業項目における方針の決定・確認と照査	「雨水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
8. 終末処理場計画		
8-1 基本方針	管理システムの検討 受配電計画の検討 運転操作の方針の検討 監視制御方式の検討	維持管理体制 （自家発電設備を含む。） 遠方操作、現場手元操作等 計装方式の検討を含む。
8-2 年度別流入水量の検討		面整備計画、水洗化率の決定
8-3 水処理及び汚泥処理方式の検討	事業計画対象施設、事業計画施設規模の設定	年度別流入水量への対応策の検討 施設規模に応じた系列割の検討
8-4 維持管理方式の検討		監視制御方式
8-5 容量、水理計算	施設能力の決定 主要機器の能力決定	形状寸法、池数等（放流水位の検討を含む。）

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
8-6 施設計画	施設フロー及び主要機器の概略検討施設配置の概略検討	水処理系統、汚泥処理系統、返流水系統等
8-7 配置計画		
8-8 各種図面作成		
8-9 概算事業費の算出		
8-10 まとめと照査		
9. 下水道による水質向上の見通し	作業項目における方針の決定・確認と照査	放流先水域の水位、水量、水質の現状把握、水利用状況
9-1 放流先水域の状況		
9-2 下水道による水質向上の見通し		
9-3 まとめと照査	「下水道による水質向上の見通し」における方針の確定・確認と作業内容の照査	
10. 財政計画の策定	段階的建設計画	管きよ、ポンプ場、処理場の年度別建設計画
10-1 年度別整備計画		
10-2 年度別事業費の算出		
10-3 財源計画	補助対象施設の検討	受益者負担金、使用料金等の検討

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
10-4 下水道使用料等の見通し		持続率及び有収率向上の取り組みと見通しの整理
10-5 まとめと照査	作業項目における方針の決定・確認と照査	「財政計画の策定」における方針の確定・確認と作業内容の照査
11. 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針		
11-1 施設の設置に関する方針	主要な施策ごとの整備水準、事業の重点化・効率化の方針、中長期目標を達成するための主要な事業	「基礎調査」で整理した内容を反映し、施設の設置に関する方針を整理
11-2 施設の機能の維持に関する方針	主要な施設に関する主な措置、劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画、診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準、改築事業の概要、施設の長期的な改築の需要見通し	「基礎調査」で整理した内容を反映し、施設の機能維持に関する方針を整理 ※経営計画、ストックマネジメント計画等が立案されていない場合等については、原則として 11-3 長期的な事業の見直し（別途業務）にて追加作業を実施 経営計画 平成 29 年策定済、長寿命化計画 平成 26 年策定済、ストックマネジメント計画 平成 30 年策定済
11-3 長期的な事業の見通し（別途業務）	長期的な事業見通し	過年度事業費及び将来事業費の整理、目標耐用年数の設定、過去の年度別事業費に対する長期的な改築費用の試算 「主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針」における方針の確定・確認と作業内容の照査
11-4 まとめと照査	作業項目における方針の決定・確認と照査	
12. 提出図書の作成		
12-1 事業計画書	予定処理区域調書の作成 予定排水区域調書の作成 吐口調書の作成 管きよ調書の作成 処理施設調書の作成 ポンプ施設調書の作成	汚水、雨水 汚水、雨水 汚水、雨水

作業項目	作業内容		
	区分	作業の範囲	
12-2 事業計画説明書	打合せ議事録の作成	下水道法施行令第4条の内容に準じる。	
12-3 提出図面まとめ			
12-4 その他参考図書まとめ			
12-5 まとめと照査			「提出図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査
13. 環境省提出図書			調書の取りまとめ
14. 設計協議	埼玉県狭山市との設計協議		

下水道法による事業計画業務委託標準仕様書

【1】 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、埼玉県狭山市において、公共下水道事業を施行するにあたり、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって埼玉県狭山市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| (イ) 委託業務着手通知書 | (ロ) 業務工程表 | (ハ) 管理技術者等通知書 |
| (ニ) 経歴書 | (ホ) 職務分担表 | (ヘ) 業務完了通知届 |
| (ト) 成果物引渡書 | (チ) 業務委託料請求書等 | |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければ

ばならない。

1.10 工程管理

(1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に埼玉県狭山市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに修正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、埼玉県狭山市の検査員の検査をもって業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

埼玉県狭山市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、埼玉県狭山市、受注者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般的事項

受注者は、計画にあたり、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

(1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。

(2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

(3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 調査及び計画

受注者は、埼玉県狭山市の提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打合せ

結果等を十分検討した後、関係法令を遵守し、別途「標準業務内容」に基づいて事業計画を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 事業計画申請図書

(イ)事業計画書 A4判製本 4部

(ロ)事業計画説明書 A4判製本 4部

(ハ)下水道計画一般図 (汚水及び雨水) (縮尺 1/10,000 程度)
白焼き 4部

(ニ)主要な管きよの区画割施設平面図 (汚水及び雨水) (縮尺 1/2,500 程度)
白焼き 4部

(ホ)主要な管きよ縦断面図 (汚水及び雨水)
(縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度) 白焼き 4部

(ヘ)主要な管きよの流量表 白焼き 4部

(ト)ポンプ場施設図
平面図 (縮尺 1/500 程度) 白焼き 4部
施設断面図 (水位関係含む) (縮尺 1/100 程度) 白焼き 4部

(チ)処理場施設図
平面図 (縮尺 1/500 程度) 白焼き 4部
水位関係図 (縮尺横任意、縦 1/100 程度) 白焼き 4部
フローシート図 白焼き 4部
水処理施設断面図 (縮尺 1/100 程度) 白焼き 4部
汚泥処理施設断面図 (縮尺 1/100 程度) 白焼き 4部
管理棟、汚泥棟平面図 (縮尺 1/100 程度) 白焼き 4部

(リ)下水放流先の状況を明らかにする図面 (縮尺 1/50,000 程度)
白焼き 4部

(2) その他参考図書

(イ)区画割平面図 (汚水・雨水) (縮尺 1/2,500 程度)

(ロ)枝線の管きよ流量計算書

(3) 打合せ議事録

(4) 電子成果品一式

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
3. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
（国土交通省、農林水産省、環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル
（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続（都市計画協会）
12. 下水道事業の考え方〈公共下水道・都市下水路事務手続き〉（埼玉県）

【2】 特記仕様書

1. 特記仕様書の範囲

この仕様書は「下水道法による事業計画業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 事業計画 (~~単独公共下水道~~、流域関連公共下水道)
(汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ~~、~~雨水計画のみ~~)
面積 (4,210) ha【汚水】 区域は別途図のとおり
(2,200) ha【雨水】 区域は別添図のとおり
- (2) 測量 (~~あ~~、なし) 区域は別添図のとおり
- (3) 幹線管きよの施設平面図作成 (既存区域)
(汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ~~、~~雨水計画のみ~~、~~な~~)
区域は別添図のとおり
- (4) 施設の設置に関する方針 施策数 (2) 施策
- (5) 施設の機能維持に関する方針
対象施設 (管きよのみ、~~管きよ・ポンプ場~~、
~~管きよ・ポンプ場・水処理~~、
~~管きよ・ポンプ場・水処理・汚泥処理~~)
- (6) 長期的な事業見通し (~~あ~~、なし)

3. その他特記事項

狭山市政策調整会議、政策会議及び市議会、都市計画審議会、上下水道事業審議会などに使用する資料等の作成を業務内容に含む。

作成する図書については、埼玉県下水道局下水道事業課が発行している下水道事業の考え方〈公共下水道・都市下水路事務手続き〉(最新版)の形式とする。